

介護老人保健施設コスモス運営規程

第1章 事業の目的及び運営方針

(趣旨)

第1条 この運営規程は、医療法人徳洲会の開設する介護老人保健施設コスモス(以下、「施設」という。)が介護保険法に基づく介護保健施設サービス、及び指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護、指定介護予防短期入所療養介護のサービスを提供するに当たり、「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第37号)第8章及び第10章に定める規定並びに「指定介護老人保健施設の人員、施設並びに運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第40号)、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」第8章及び第10章に定める規程によるもののほか、運営に関する規程を定め、もって事業の適正運営を図るものとする。

(事業の目的)

第2条 加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態等となり介護、機能訓練並びに看護及び医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護保健施設サービス、指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護、指定介護予防短期入所療養介護のサービスを提供し、もって保健医療の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 各サービス事業の運営方針は、次のとおりとする。

(1) 介護保健施設サービス

- 一 施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話をを行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものとする。
- 二 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。
- 三 明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、及び他の介護保険施設、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 四 入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 五 介護関連情報等を活用して有効かつ適切なサービス提供を行うよう努めるものとする。

(2) 指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション

利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

(3) 指定短期入所療養介護、指定介護予防短期入所療養介護

利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- 一 施設名 介護老人保健施設コスモス
- 二 開設年月日 平成8年7月1日
- 三 所在地 札幌市厚別区厚別町山本1063番28号
- 四 電話番号 011-895-1110 FAX 番号011-895-1107
- 五 管理者名 施設長 田中 俊誠
- 六 介護保険指定番号 介護老人保健施設(0150380095号)

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数)

第5条 各サービス事業に職員の職種、員数は、次のとおりとする。

職種	介護保険施設サービス (介護予防)短期入所療養介護	(介護予防)通所リハビリテーション	備考
	(常勤換算)	(常勤換算)	
管理者	1(兼務)		医師を兼務
医師	1	1	
薬剤師	0.4		
看護職員	10以上		
介護職員	28以上	7以上	
支援相談員	3以上	1以上	
理学療法士	4以上	4以上	
作業療法士			
言語聴覚士			
管理栄養士	1以上		
介護支援専門員	1以上		
事務職員その他	5以上	3以上	
合計	53.4以上	16以上	

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- 二 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。

- 三 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用に対し服薬指導を行う。
- 四 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
- 五 介護職員は、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- 六 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携を図るほか、ボランティアの指導を行う。
- 七 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- 八 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- 九 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案を作成するとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。

(職員の服務規律)

第7条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- 一 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- 二 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- 三 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第8条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 介護に直接携わる職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第9条 職員の就業に関する事項は、別に定める当施設の就業規則による。

(職員の健康管理)

第10条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

第3章 利用定員

(定員)

第11条 各サービス事業の定員は、次のとおりとする。

- 一 介護保健施設サービス 100名(内、一般棟60名 認知症専門棟40名)
(指定短期入所療養介護、指定介護予防短期入所療養介護含む)
- 二 指定通所リハビリテーション 60名
(指定介護予防通所リハビリテーション含む)

第4章 サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第12条 施設は、サービス提供の開始に際して、利用申込者またはその家族に対して、運営規定の概要、従事者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して十分な説明を行い、同意を得るものとする。

(サービスの内容)

第13条 各サービス事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 介護保健施設サービス

- 一 医療・看護・介護の各サービス
- 二 入浴
- 三 機能訓練
- 四 食事
- 五 相談援助(入所者及び家族への助言援助)
- 六 レクリエーション、家族との交流
- 七 栄養管理
- 八 口腔衛生の管理

(2) 指定短期入所療養介護、指定介護予防短期入所療養介護
前号に定めるサービス及び送迎サービス

(3) 指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション

- 一 医療・看護・介護の各サービス
- 二 機能訓練
- 三 入浴(短時間の指定介護予防通所リハビリテーションの場合は、提供していません)
- 四 食事(短時間の指定介護予防通所リハビリテーションの場合は、提供していません)
- 五 相談援助(利用者及び家族への助言援助)
- 六 送迎サービス

(利用料その他の費用)

第14条 各サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払を受けるものとする。

- 2 法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合に利用者から支払を受ける利用料の額と、厚生大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 3 前 2 項のほか、利用者が負担することが適当と認められる費用は重要事項説明書「2. 利用料金」のとおりとする。
- 4 サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対してサービスの内容・費用について事前に文書で説明した上で、支払の同意を得る旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（食事の提供）

第15条 食事の時間は、おおむね以下のとおりとする。

- | | | | |
|---|---|---|---------|
| 一 | 朝 | 食 | 7時30分から |
| 二 | 昼 | 食 | 12時から |
| 三 | 夕 | 食 | 18時から |

第5章 営業日及び営業時間

（指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーションの営業日及び営業時間）

第16条 指定通所リハビリテーション等の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（1）指定通所リハビリテーション

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとし、5月・6月・8月・9月・12月は日曜日も1回のみ営業する。
ただし、年末年始（12月31日から1月3日）は除く。
- 二 営業時間 9時30分から16時までとする。（送迎時間除く）
ただし、利用者が希望し、管理者が必要と認めた場合は、この限りでない。

（2）指定介護予防通所リハビリテーション（通常デイ）

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとし、5月・6月・8月・9月・12月は日曜日も1回のみ営業する。
ただし、年末年始（12月31日から1月3日）は除く。
- 二 営業時間 9時30分から16時までとする。（送迎時間除く）
ただし、利用者が希望し、管理者が必要と認めた場合は、この限りでない。

（3）指定介護予防通所リハビリテーション（短時間デイ）

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとし、5月・6月・8月・9月・12月は日曜日も1回のみ営業する。
ただし、年末年始（12月31日から1月3日）は除く。
- 二 営業時間 9時45分から12時までとする。（送迎時間除く）
ただし、日曜日は9時30分から16時までとし、
また、利用者が希望し、管理者が必要と認めた場合は、この限りでない。

第6章 送迎及び事業の実施地域

(通常の送迎の実施地域等)

第17条 指定短期入所療養介護、指定介護予防短期入所療養介護における通常の送迎の実施地域は、厚別区、白石区、清田区、豊平区、東区、江別市の区域とする。

2 指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション(通常デイ)における通常の事業の実施地域は、厚別区全域、白石区(米里通、望月寒川より南、環状通より東、東北通より北)、清田区(東北通より北)、豊平区(東北通より北)、江別市(大麻地区、大麻駅より西、文京台東町)の区域とする。

3 指定介護予防通所リハビリテーション(短時間デイ)における通常の事業の実施地域は、厚別区(山本、厚別北、厚別西、厚別中央)、白石区(川下、川北)の区域とする。

第7章 サービス利用に当たっての留意事項

(日課の励行)

第18条 利用者は、施設の日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。

(外出・外泊)

第19条 利用者は、外出・外泊を希望する場合は、所定の手続きにより施設に届け出るものとする。

(衛生保持)

第20条 利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力するものとする。

2 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用してできるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(禁止行為)

第21条 利用者は、施設で次の行為をしてはならない。

一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。

二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑をかけること。

三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。

四 指定した場所以外で火気を用いること。

五 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

(災害非常対策)

第22条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- 一 防火管理者には、事務責任者を充てる。
- 二 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- 三 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- 四 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- 五 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、非常災害訓練を実施する。
 - ①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ②非常災害用設備の使用法の徹底………随時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- 六 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

第8章 その他運営に関する重要事項

(身体拘束等の禁止)

第23条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等、緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(褥瘡対策等)

第24条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第25条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備し、サービス提供等に事故が発生した場合、利用者に対し必要な措置を行う。また、事故発生防止のための委員会及び従業者に対する定期的な研修を行い、適切に実施するための担当者を設置する。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

(高齢者虐待の防止)

第26条 当施設及び事業所は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害されている状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれないよう努め次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(守秘義務及び個人情報の保護)

第27条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規程に反した場合は違約金を求めるものとする。

(苦情処理)

第28条 施設は、重要事項説明書「8. 要望及び苦情等の相談」に定める苦情処理に関する相談窓口、処理体制、手順等により、入所者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するものとする。

(ハラスメント対策)

第29条 施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第30条 施設は感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(協力医療機関)

第31条 協力医療機関・協力歯科医療機関は次のとおりとする。

- | | | |
|---|-----------|--|
| 一 | 協力医療機関名 | 医療法人徳洲会 札幌徳洲会病院 |
| | 診療科目 | 消化器科、呼吸器科、腎臓科、外科、脳神経外科、整形外科、
外傷センター、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、産婦人科、
小児科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科 |
| | 所在地 | 北海道札幌市厚別区大谷地東1丁目1-1 |
| 二 | 協力歯科医療機関名 | 医療法人博栄会 あさひ歯科クリニック |
| | 診療科目 | 歯科 |
| | 所在地 | 北海道札幌市白石区南郷通3丁目8番25号
N-3 壺番館1階 |

(会計の区分)

第32条 各サービス事業の会計区分は、その事業ごとの会計区分とする。

(その他)

第33条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人徳洲会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

改定	平成13年	4月	1日
改定	平成14年	7月	1日
改定	平成15年	4月	1日
改定	平成16年	4月	1日
改定	平成17年	10月	1日
改定	平成18年	4月	1日
改定	平成20年	4月	1日
改定	平成20年	10月	1日
改定	平成21年	4月	1日
改定	平成21年	10月	1日
改定	平成22年	4月	1日
改定	平成23年	4月	1日
改定	平成23年	5月	1日
改定	平成23年	11月	1日
改定	平成24年	4月	1日
改定	平成24年	5月	1日
改定	平成24年	7月	1日
改定	平成25年	4月	1日
改定	平成25年	7月	1日
改定	平成25年	9月	1日
改定	平成26年	4月	1日
改定	平成27年	4月	1日
改定	平成28年	3月25日	
改定	平成29年	5月	1日
改定	平成30年	5月	1日
改定	平成30年	5月	1日(2)
改定	平成30年	9月	1日
改定	平成31年	4月	1日
改定	令和 2年	1月	1日
改定	令和 3年	9月	1日
改定	令和 6年	4月	1日